

概要版

高砂市 子ども・子育て・若者 支援プラン

「第2期子ども・子育て支援事業計画」改定版
令和2年2月



子どもの健やかな成長と若者の自立を支え、
安心して暮らせるまちをめざして



I 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

『高砂市子ども・子育て・若者支援プラン』は、平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るための『高砂市子ども・子育て支援事業計画』(以下、「第1期計画」という。)と『高砂市ひとり親家庭等自立促進計画』、そして『高砂市若者支援計画』を一体化するとともに、子ども・子育て支援はもとより、ひとり親家庭等の支援、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者及びその家庭を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものです。

このたび、第1期計画の期間終了に伴い、社会潮流を背景とし改定した『第2期高砂市子ども・子育て支援事業計画』(以下、「第2期計画」という。)を「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」に位置づけるとともに、子どもの貧困対策と児童虐待防止対策を総合的に強化しながら、本市における子どもから若者への健全な成長と子育てを支える施策を切れ目なく推進していくものです。この概要版では、第2期計画の全体像をお示しするものです。

2. 計画の位置づけ

第2期計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、また、次世代育成支援対策推進法の改正を受けて、平成26年度で終了した『高砂市次世代育成支援後期計画』の後継計画を一体的に策定するものです。加えて、第2期計画の内部に「放課後子ども総合プラン」及び「子供の貧困対策計画」を含みます。

なお、これらを統合する『高砂市子ども・子育て・若者支援プラン』は、本市のまちづくりの総合的指針である「高砂市総合計画」や「たかさご未来総合戦略」、「高砂市地域福祉計画」を上位計画として、子ども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための部門別計画となるものです。

『高砂市子ども・子育て・若者支援プラン』の推進にあたっては、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも柔軟に対応するものとします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から令和6年度までの7年間です。

令和2年度に第2期計画を策定し、令和6年度には「子ども・子育て支援」「ひとり親家庭等自立促進」「若者支援」の全面的な見直しを行います。

また、計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の対象

第2期計画は、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。



Ⅱ 計画の基本的な考え方

1. 『第2期高砂市子ども・子育て支援事業計画』施策の体系

—計画の趣旨—

子どもの健やかな成長を支えるまち、
安心して子育てができるまちをめざして

第2期高砂市子ども・子育て支援事業計画

1
地域における
子どもや子育て
家庭への支援

- 1 子育て相談の充実・情報提供機能の強化
- 2 子育てを支える地域コミュニティの育成
- 3 子どもの健全育成
- 4 子育てにかかる経済的負担の軽減

2
親と子の心と体の
健康づくり

- 1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- 2 成人期に向けた保健対策の充実
- 3 食育の推進
- 4 小児医療の充実

3
子どもの健やかな
成長に向けた
教育・保育の充実

- 1 幼児教育・保育の一体的提供と質の向上
- 2 生きる力を育む学校教育の推進
- 3 多様な体験・交流活動の推進
- 4 家庭教育の推進と学校・家庭・地域社会の連携

4
子どもや子育て
家庭にやさしい
生活環境の整備

- 1 子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進
- 2 子どもの安全の確保

5
仕事と子育ての
両立支援

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 多様な保育事業等の充実

6
配慮を必要とする
子どもと家庭への
支援

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 子どもの貧困対策
- 3 障がいのある子どもと家庭への支援の充実

Ⅲ 施策の展開

基本目標 1 地域における子どもや子育て家庭への支援

家庭の育児負担が増大する中、子どもや保護者、子育て家庭が孤立することなく自立した生活が送れるよう、子育て相談の充実とともに、情報提供機能の強化を図ります。

また、子育てを支える地域コミュニティの育成はもとより、子育て支援拠点を核とした子育て支援の充実を図るなど、地域ぐるみで支援を行います。

1 子育て相談の充実・情報提供機能の強化

(1) 子育てに関する相談支援体制の充実

- 地域子育て支援拠点事業の充実
- 家庭児童相談室の充実
- 保育所等巡回相談の充実
- 青少年相談の充実
- 利用者支援事業の充実
- 子ども家庭総合支援拠点の設置** **新規**

(2) 子育て親子の仲間づくりへの支援

- 子育てサークルの育成
- つどいの広場の活用

(3) 子育て関連情報の提供体制の充実

- 情報誌等による情報の継続的な提供
- 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

2 子育てを支える地域コミュニティの育成

(1) 子育てを支える地域コミュニティの育成

- 地域子育てネットワーク事業の推進
- 安全・安心のまちづくり活動の促進
- ファミリー・サポート・センター事業の推進
- 地域における子育て支援を担う人材育成

(2) 子育て支援拠点を核とした子育て支援の充実

- 子育て支援センターを核とした子育て支援の充実
- 認定こども園・幼稚園・保育所を活用した地域支援の展開



3 子どもの健全育成

(1) 子どもの居場所づくり

- 放課後子ども総合プランの推進
- 青少年仲間づくり事業の推進
- 子ども会活動の活性化
- 「子ども食堂」に関わる団体への支援

(2) 有害環境対策の充実

- インターネット上の有害情報対策の推進
- 情報モラル教育の推進

(3) 地域における非行防止活動の推進

- 非行防止啓発活動の推進
- 青少年補導委員協議会活動の促進

4 子育てにかかる経済的負担の軽減

(1) 各種制度の普及

- 児童手当の給付
- 子どもに関する医療費の助成
- 養育医療費の助成
- 就学前教育・保育施設利用者負担の軽減
- 学童保育所保育料の軽減
- 小・中学校就学援助制度
- 高等学校奨学金の給付
- 幼児教育・保育の無償化** **新規**
- 給食費(副食費)の無償化** **新規**

基本目標 2 親と子の心と体の健康づくり

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策を講じることで、継続した心と体の健康づくりを進めます。また、次の社会を支える児童・生徒に対して、成人期に向けた保健対策の充実を図ります。さらに、地域全体で「食育」に関する啓発・学習の推進に取り組みます。それに加えて、地域医療の充実や救急医療体制の整備といった小児医療体制の充実に努めます。

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

(1) 安心して妊娠・出産ができる体制の整備

- 子育て世代包括支援センターの運営 ●利用者支援事業(母子保健型)
- 妊婦健康診査費助成事業の推進 ●妊娠・出産に関する安全性の確保 ●不妊・不育への支援
- プレママサロンの開催 ●産後ケア事業の実施 **新規**

(2) 乳幼児等の健康保持と育児不安の解消

- 乳児家庭全戸訪問事業の充実 ●ひだまりサロンの充実
- 乳児保健相談、10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の実施
- 乳幼児相談(電話・面接・家庭訪問)の充実 ●5歳児相談の実施



2 成人期に向けた保健対策の充実

(1) 保健・健康に関する啓発・学習の推進

- 児童・生徒に対する保健・健康教育の推進 ●未成年の喫煙・飲酒防止のための啓発

(2) こころの問題に関する相談支援の充実

- 教育相談の充実

3 食育の推進

(1) 「食育」に関する啓発・学習の推進

- 食生活に関する知識の普及・啓発 ●学校・園における「食」に関する学習や体験の推進
- 「食育」の推進

4 小児医療の充実

(1) 地域医療の充実

- 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備 ●かかりつけ医の体制整備

(2) 救急医療体制の整備

- 一次救急医療の充実 ●二次救急医療の充実



基本目標 3 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

幼児教育・保育の一体的な提供を図るとともに、その質の向上に努めます。また、未来を拓く子どもたちが、自ら学ぶ意欲を高め、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を身につけることができる教育を推進することにより、一人ひとりの健やかな成長を支えます。さらに、地域の特色や多様性を生かした体験・交流活動の推進に取り組むことで、市への愛着を育みつつ、家庭における教育力の向上を図るなど、あらゆる視点から教育・保育の充実を図ります。

1 幼児教育・保育の一体的提供と質の向上

(1) 認定こども園への移行促進

- 市立幼稚園・保育所の認定こども園への移行
- 私立保育所の認定こども園への移行促進

(2) 幼児教育・保育の質の向上

- 保育士の確保
- 幼児教育・保育従事者の資質の向上
- 地域とともにある幼児教育・保育環境の充実
- 幼児教育・保育施設の改善・整備
- 幼児教育アドバイザーによる巡回指導 **新規**
- 外国人幼児等への支援・配慮 **新規**

2 生きる力を育む学校教育の推進

(1) 認幼保小中の連携、「高砂市小中一貫教育」の推進

- 幼児教育・保育と小中学校の連携
- 小中一貫教育・連携教育の推進

(2) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む学校教育の推進

- 確かな学力の育成
- 道徳教育の推進
- 体験活動の推進
- 規範意識の醸成
- いじめへの対応の充実
- 不登校対策の充実
- 体力・運動能力向上の取り組みの推進
- 職業教育・キャリア教育の充実
- 外国人児童生徒等への支援 **新規**

(3) 地域とともにある学校づくりの推進

- 学校評価システムの導入
- 家庭、地域と連携した特色ある教育活動の推進

3 多様な体験・交流活動の推進

(1) 体験・交流活動の機会や場の充実

- みのり会館事業の推進
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 姉妹都市との交流事業の推進
- 工場見学・ものづくり体験情報の提供
- 料理教室の実施
- エコ教室事業の推進
- 生ごみの資源化等のごみ減量化教室の開催
- インターンシップの受け入れ
- 歴史体験の充実
- 高砂の歴史や伝統文化を学び、体験する機会の充実
- 世代間交流事業の推進



4 家庭教育の推進と学校・家庭・地域社会の連携

(1) 家庭における教育力の向上

- 子育て学習活動の推進
- 図書館事業の推進
- 児童福祉週間事業の推進

(2) 学校・家庭・地域の連携

- 学校施設の活用
- 学校・家庭・地域の連携・協力による健全育成の取り組みの推進

基本目標 4 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備

子どもが巻き込まれる事件・事故が大きな社会問題となっている中、子どもや子育て家庭が本市で安心して暮らし続けられる環境整備と、子どもの遊び場等の確保が求められています。子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進を行い、防犯・防災対策の充実や交通安全対策の推進に取り組むなど、子どもの安全の確保に努めます。

1 子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進

(1) 安心して外出できる環境整備

- 道路や交通施設のバリアフリーの推進
- マタニティマークの普及啓発

(2) 子どもの遊び場等の確保

- 公園・緑地の整備
- 自然とふれあえる環境の整備
- 遊び場の充実

2 子どもの安全の確保

(1) 防犯・防災対策の充実

- 学校・園における安全対策と危機管理体制の確立
- 見守り活動の推進
- 防犯・防災出前講座の実施
- 不審者情報の提供
- 子ども見守り放送の実施
- パトロールの実施
- 防犯灯の設置
- 防犯カメラの設置補助
- 総合防災訓練

(2) 交通安全対策の推進

- 交通安全教室の開催
- 交通安全の普及・啓発事業の推進
- 通行の安全確保
- 通学路の安全確保

(3) 子どもの事故防止に関する啓発

- 子どもの事故防止に関する普及・啓発
- 警告立看板の設置推進



基本目標 5 仕事と子育ての両立支援

全国的な人口減少社会の到来を背景として、少子化の歯止めとなりうるワーク・ライフ・バランスの実現が一つの課題となっています。そのため、本市では、男性の子育てへの参加促進とともに、再就職への支援の充実、子育てしやすい雇用環境の整備に取り組むことにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。また、多様化する保育事業のニーズに対応し、仕事と子育ての両立支援を進めます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男性の子育てへの参加促進

- 発達段階に応じた人権教育の推進
- 男性の家事・育児への参加の促進
- 子育て体験集の発行

(2) 再就職への支援の充実

- 職業能力開発と技術・資格取得のための情報提供
- 女性の再就職支援事業の推進

(3) 子育てしやすい雇用環境の整備

- ホームページを活用した情報提供
- 働く場での母性保護や健康に関する相談の充実
- 職場環境の改善に向けた事業者への啓発

2 多様な保育事業等の充実

(1) 多様な保育ニーズへの対応

- 乳児保育事業の充実 ●時間外保育事業(延長保育事業)の充実
- 一時預かり事業の充実 ●子育て短期支援事業の充実
- 病児保育事業の充実 ●ファミリー・サポート・センター事業の推進

(2) 放課後児童対策の充実

- 学童保育所の充実

基本目標 6 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

家庭や地域を取り巻く状況は変化を続けており、児童虐待や子どもの貧困に端を発する事件・事故が後を絶ちません。そのため、本市においても児童虐待防止対策の推進とともに、子どもの貧困対策に取り組みます。さらに、療育相談・指導の充実や障がい児への教育・保育の充実、福祉サービスや経済的支援の充実に取り組むなど、障がいのある子どもと家庭への継続的な支援の充実を図ります。

1 児童虐待防止対策の推進

(1) 子どもの人権尊重に関する普及・啓発

- 「児童の権利に関する条約」の啓発

(2) 児童虐待の発生予防と早期発見の推進

- 育児不安を軽減する相談支援や仲間づくりの推進 ●養育支援訪問事業の推進
- 子育て短期支援事業の充実 ●子ども家庭総合支援拠点の設置 **新規**
- 児童虐待の発生予防に関する啓発 **新規** ●児童虐待防止講習会の充実

(3) 地域における児童虐待防止等ネットワークの整備

- 要保護児童対策地域協議会の充実 ●児童虐待防止のための県等との連携強化

(4) 虐待被害児童の立ち直り支援

- 被虐待児童のケアと立ち直り支援

(5) 児童養護施設及び関係機関との連携・調整

- 児童養護施設及び関係機関との連携・調整



2 子どもの貧困対策

(1) 支援体制の構築

- 家庭児童相談室の充実
- 利用者支援事業の充実
- 教育相談の充実
- ネットワークの機能強化 **新規**

(2) 教育支援

- 放課後子ども総合プランの推進
- 小・中学校就学援助制度
- 高等学校奨学金の給付
- 適応指導教室 **新規**
- 幼児教育・保育の無償化 **新規**

(3) 経済的支援

- 子どもに関する医療費の助成
- 就学前教育・保育施設利用者負担の軽減
- 学童保育所保育料の軽減
- 給食費(副食費)の無償化 **新規**
- 児童扶養手当に関する情報提供及び給付
- 母子・父子家庭医療費助成
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金



(4) 生活支援

- 子育て短期支援事業の充実
- 養育支援訪問事業の推進
- 「子ども食堂」に関わる団体への支援
- 生活困窮者自立支援の検討

(5) 就労支援

- 高等職業訓練促進給付金等事業の推進
- 自立支援教育訓練給付金事業の推進
- 就業支援相談会、休日相談会の実施

3 障がいのある子どもと家庭への支援の充実

(1) 療育相談・指導の充実

- 療育相談の充実
- マミーサポートの充実
- 保育所等巡回相談の充実
- プロフィールファイルの活用
- 子どものからだ・こころ・ことばの相談の充実
- こどもサポートの充実 **新規**
- 保育所等訪問支援の充実 **新規**

(2) 障がい児への教育・保育の充実

- 障がい児保育事業の充実
- 特別支援教育の推進
- 施設の改善・整備
- 児童発達支援センターの充実

(3) 福祉サービスや経済的支援の充実

- 障害児通所支援等の支援
- その他の障害福祉サービスの支給
- 特別児童扶養手当の給付
- 障害児福祉手当等の給付
- 障害者医療費の助成
- 育成医療費の給付

(4) 総合的な支援体制の整備

- 療育会議

IV

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1. 教育・保育

教育・保育の必要量は、「保育の必要性」の有無により分けられた以下の認定区分ごとに見込むこととされています。

◆量を見込む区分

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用希望が強い子ども(2号(教育希望)と表記)	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども(3号(0歳)・3号(1・2歳)と表記)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

◆量の見込みと確保方策、今後の方向

教育・保育(単位)／対象			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	今後の方向
幼稚園 (人)	1号 2号(教育)	量の見込み	853	842	827	811	813	曾根保育園と曾根幼稚園、米田保育園と米田幼稚園は一体化のうえ、令和2年度に認定こども園に移行。 荒井保育園と荒井幼稚園を一体化のうえ、認定こども園に移行する予定。 令和2年度より、白兔愛育園は認定こども園へ移行。 私立施設の整備に伴い、ニーズが多い3号の定員を増加し、待機児童ゼロの堅持に取り組む。
		確保方策	945	945	945	945	945	
	2号 (保育)	量の見込み	1,327	1,278	1,246	1,222	1,229	
		確保方策	1,349	1,349	1,338	1,338	1,338	
保育所等 (人)	3号 (0歳)	量の見込み	162	161	157	153	149	
		確保方策	178	178	178	178	178	
	3号 (1・2歳)	量の見込み	618	626	623	606	591	
		確保方策	628	628	639	639	639	

2. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは以下のとおりです。本市の地域子ども・子育て支援事業は、すでに提供体制が確保され、供給量が充足しています。

◆量の見込みと確保方策、今後の方向

地域子ども・子育て支援事業(単位)		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	今後の方向
利用者支援事業 (箇所)	量の見込み	3	3	3	3	3	(基本型)子育て支援センターや関係機関と連携し、気軽に相談できる体制を強化。 (特定型)利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。 (母子保健型)利用者の育児に対する悩みや不安等に対応するため、保健師・助産師が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築する。 それぞれ専任職員を配置し、一体的に連携して相談体制の充実に努め、利用者支援事業担当者連絡会を実施することで、円滑な利用につなげる。
	確保方策	3	3	3	3	3	

地域子ども・子育て支援事業(単位)		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	今後の方向
時間外保育事業 (延長保育事業) (人)	量の見込み	19,911	19,514	19,146	18,720	18,607	私立の認定こども園及び保育所11箇所を実施する。
	確保方策	19,911	19,514	19,146	18,720	18,607	
放課後児童健全 育成事業(人) ※市全域	量の見込み	901	924	956	978	983	待機児童ゼロを堅持し、面積基準におけるスペースの確保と受け皿の整備に努める。
	提供量	901	924	956	978	983	
子育て短期 支援事業(人)	量の見込み	84	87	91	94	98	委託施設を1箇所増やし、12箇所を実施する。
	確保方策	84	87	91	94	98	
乳児家庭全戸 訪問事業(人)	量の見込み	638	620	604	590	574	保健師・助産師・母子保健推進員が訪問、母子の心身の状況や養育環境を把握し、支援体制を整える。訪問拒否の家庭には、地区担当保健師がフォローし、会えるまで訪問する体制を整える。年1回研修会を実施、訪問スタッフの資質向上に努める。
	確保方策	638	620	604	590	574	
養育支援 訪問事業 (人)	量の見込み	90	92	95	98	100	(専門的相談支援)保健師・助産師が養育上の問題を抱える家庭を訪問し、育児不安のある保護者への育児支援の充実を図る。 (育児・家事支援)子育てに不安を抱える家庭に対し、支援ヘルパーを派遣し家事及び育児等の援助を行う。 年8回要保護児童地域対策協議会の乳幼児部会を子育て支援課と健康増進課で開催(実務者会のない月に開催予定)、要保護児童家庭への支援等を協議し対応する。
	確保方策	90	92	95	98	100	
地域子育て支援 拠点事業 (人(延人数))	量の見込み	10,255	10,306	10,358	10,409	10,461	子育て相談の案内や子育て支援センター事業の情報提供を、市公式アプリ等で発信することで、利用者の増加が見込まれるため、支援体制の充実を図る。利用者支援事業と連携を図りながら、子育て支援の充実を図る。
	確保方策	10,255	10,306	10,358	10,409	10,461	
一時預かり事業 (幼稚園型) (人(延人数))	量の見込み	29,684	29,302	28,780	28,223	28,292	認定こども園と市立幼稚園で実施する。
	確保方策	29,684	29,302	28,780	28,223	28,292	
一時預かり事業 (一般型) (人(延人数))	量の見込み	1,680	1,649	1,583	1,543	1,506	私立保育所・認定こども園9箇所を実施する。
	確保方策	1,680	1,649	1,583	1,543	1,506	
病児保育事業 (人(延人数))	量の見込み	1,053	1,105	1,160	1,218	1,278	多様な保育ニーズの増加に伴い、利用量が増える見込みとなるため、医療機関への協力を依頼し、事業の充実を図る。
	確保方策	1,053	1,105	1,160	1,218	1,278	
子育て援助活動事業 (ファミリー・サポ ート・センター事業) (人(延人数))	量の見込み	1,330	1,370	1,411	1,453	1,497	情報提供や普及活動を充実させ、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図り、提供体制を確保する。多種多様な利用者ニーズに応えられるよう、提供会員の質的向上に努める。
	確保方策	1,330	1,370	1,411	1,453	1,497	
妊婦健康診査事業 (人)	量の見込み	957	930	906	885	861	妊婦に妊婦健康診査費助成券(助成券14枚、補助券12枚)を交付、健康増進や経済的負担軽減を図る。保健センターだよりやホームページなどで周知し、助成券交付時には全妊婦に面接、利用方法を説明し、促進を図る。
	確保方策	957	930	906	885	861	

○実費徴収に係る補給給付を行う事業…低所得者を対象として、特定教育・保育施設等が徴収する保護者の実費負担に対して助成していく。
○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業…新規参入施設等の事業者への支援を行う事業については、教育・保育の量の確保は充分行っているため、現状において事業の実施予定なし。特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる際の補助については、需要状況により対応する。

V 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画は、国や県との連携や協力はもちろんのこと、市民をはじめ地域や関係団体、事業者等が子ども、子育て世代、若者の立場に立って、それぞれ役割を担い、協働して計画の実現を図るものとします。

2. 計画の周知

計画の実現を図るため、市民や関係団体・組織、企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。

3. 計画の進捗管理

こども未来部を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制を強化し、本計画を推進するとともに、計画の確実な運営と推進を図るため、毎年、進捗状況等を確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、適切な計画の進捗管理に努めます。

計画全体の総合的な目標指標については、次期計画策定時にアンケート調査を実施し、評価を行い、施策の改善につなげていきます。

また、学識経験者、子育て世代と若者の当事者やそれらの支援者、保育・教育関係者などから構成される「高砂市子ども・子育て・若者会議」(平成25年高砂市条例第19号)において、計画の実施状況の点検・評価について審議を行います。



高砂市子ども・子育て・若者支援プラン【概要版】

～子どもの健やかな成長と若者の自立を支え、安心して暮らせるまちをめざして～

令和2年2月

発行・編集：高砂市こども未来部子育て支援室／未来戦略推進室

住所：〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

TEL：079-443-9024/9067 | FAX：079-442-9517